

大阪府大規模施設等協力金について

令和3年6月10日

大阪府

趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人流抑制の観点から、緊急事態措置に伴う新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請にご協力いただいた大規模施設及び当該施設においてテナントして事業を営む事業者等を対象として、「大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る措置要請に応じた大規模施設等に対する協力金（大阪府大規模施設等協力金）」を支給します。

対象期間

令和3年4月25日から5月31日まで

※6月1日以降分の協力金については、別途ご案内します。

対象地域

大阪府全域

支給対象事業者

① 休業要請に応じた大規模施設の運営事業者

➤ 大規模施設とは、

- ① **新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（以下「特措令」という。）第11条第1項各号の施設（博物館等を除く）のうち、多数の者が利用する施設**
- ② **建築物の床面積が1,000m²を超える施設**

➤ 運営事業者とは、

- ・ **施設の運営により収益を得る事業者で、当該施設の休業を決定する権限を有する者**

!!注意!!

- **協力金を申請できるのは、一つの大規模施設につき、1事業者です。**
- **当該大規模施設の休業を決定し、施設のテナント店舗事業者及び施設利用者にその旨を通知（告知）し、当該大規模施設を休業した事業者が協力金の申請を行ってください！**

② 大規模施設内のテナント事業者等

- ・休業要請又は無観客開催に応じた大規模施設内に、契約に基づき、施設の一部の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自己の名義等で出店している等の要件を満たす店舗を運営する事業者

!!注意!!

- 大規模施設の運営事業者が休業又は無観客開催に応じた場合のみ、テナント事業者等は支給対象になります。
(テナント事業者等が独自に休業している場合は支給対象になりません。)

【大規模施設以外】

- ・飲食業の許可を受けていない小規模(建築物の床面積が $1,000\text{m}^2$ 以下)のカラオケ店を営む事業者 (以下「非飲食業カラオケ事業者」という。)

【協力金の支給対象となる事業者】

施設	要請内容	支給対象
<p>■ 1,000m²超の集客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>映画館等</u>（映画館、プラネタリウム） ・<u>商業施設</u>（大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター等） ・<u>運動・遊技施設</u>（スポーツジム、パチンコ屋、ゲームセンター等） ・<u>遊興施設</u>（性風俗店、射的場、勝ち馬投票券販売所等） ・<u>サービス業</u>（ペットショップ、スーパー銭湯、ネイルサロン等） 	休業	<p>①大規模施設 運営事業者 及び ②テナント事業者等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>博物館等</u>（博物館、美術館、水族館、動物園等） 	休業	②テナント事業者等
<p>■ 1,000m²超のイベント関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>劇場等</u>（劇場、観覧場、演芸場） ・<u>遊興施設</u>（ライブハウス） ・<u>遊技施設</u>（テーマパーク、遊園地） ・<u>集会・展示施設</u>（集会場、展示場、貸会議室等） ・<u>運動施設</u>（ゴルフ場、陸上競技場、野球場等） 	無観客 開催	<p>②テナント事業者等 (休業が支給条件)</p>



【注意】1,000m²超の博物館等とイベント関連施設の運営事業者は、本協力金の対象外です。

施設一覧

■ 1,000m²超の集客施設 ①

カテゴリー	対象		
映画館等	プラネタリウム	映画館	
商業施設 ※生活必需品売場以外	卸売市場 (※)	コンビニエンスストア (※)	大規模小売店 (※)
	百貨店 (※)	スーパーマーケット (※)	ホームセンター (※)
	ショッピングセンター (地下街含む) (※)	靴屋	衣料品店
	寝具小売業	かばん・袋物小売業	雑貨屋
	文房具屋	本屋	自転車屋
	家電販売店	園芸用品店	鍵屋
	家具屋	建具小売業	畳小売業
	宗教用具小売業	金物・荒物小売業	陶磁器・ガラス器小売業
	楽器小売業	写真機・写真材料小売業	時計・眼鏡・光学機械小売業
	たばこ・喫煙具専門小売業	建築材料小売業	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店
	花屋	宝石類や金銀の販売店	古物商 (質屋を除く)
	金券ショップ [°]	古本屋	おもちゃ屋、鉄道模型屋
	囲碁・将棋盤店	DVD/ビデオショップ [°] ・レンタル	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	ゴルフショップ [°]	土産物店	アイドルグッズ専門店
	美術品販売		

■ 1,000m²超の集客施設 ②

カテゴリー	対象		
運動・遊技施設	体育館	スケート場	水泳場
	屋内テニス場	柔剣道場	ボウリング場
	スポーツジム	ホットヨガ、ヨガスタジオ	マージャン店
	パチンコ屋	ゲームセンター	ビリヤード場
	囲碁・将棋所		
遊興施設 ※宿泊を目的とした利用が 相当程度見込まれない施設 に限る	性風俗店(ファッションヘルス、 デリヘル、個室付き浴場業、 SMクラブ等)	のぞき部屋	出会い系喫茶
	ストリップ劇場	テレフォンクラブ	アダルトショップ
	個室ビデオ店	射的場	勝ち馬投票券発売所
	場外馬(車・舟)券場	インターネットカフェ(※)	漫画喫茶(※)
サービス業	ペットショップ	ペット美容室(トリミング)	住宅展示場
	旅行代理店(店舗)	ネイルサロン(保健所に届け 出ている理美容所は除く)	まつ毛エクステンション専門 店(ヘアカット等を行わない 理美容所)
	スーパー銭湯	サウナ	エステサロン(保健所に届け 出ている理美容所は除く)
	リラクゼーション	整体院(国家資格有資格 者が行うものは除く)	日焼けサロン
	脱毛サロン	タトゥースタジオ	占い
	写真屋・フォトスタジオ	展望室	
博物館等	博物館	美術館	科学館
	記念館	水族館	動物園
	植物園		

【注意】1,000m²超の博物館等の運営事業者は、本協力金の対象外です。

■ 1,000m²超のイベント関連施設

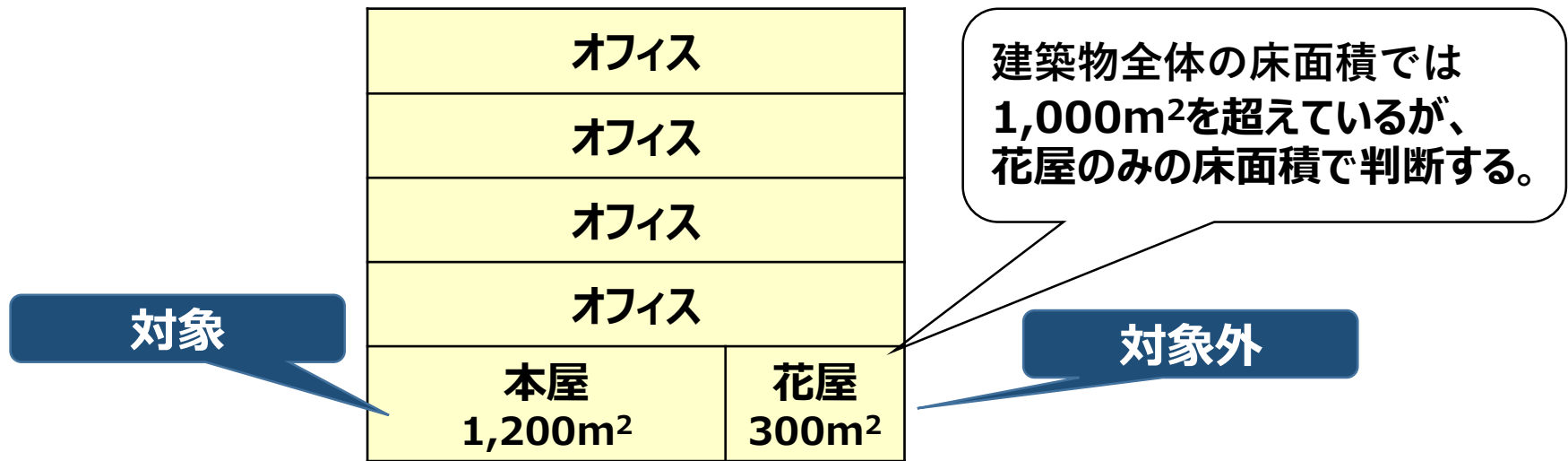
カテゴリー	対象		
劇場等	劇場	観覧場	演芸場
遊興施設	ライブハウス		
遊技施設	テーマパーク	遊園地	
集会・展示施設	集会場	公会堂	展示場
	貸会議室	文化会館	多目的ホール
運動施設	ゴルフ場・ゴルフ練習場	バッティング練習場	陸上競技場
	野球場	屋外テニス場	弓道場

【注意】1,000m²超のイベント関連施設の運営事業者は、本協力金の対象外です。

施設の建築物の床面積の考え方

～建築物の床面積が1,000m²を超えるか否かの判断

- 特措令第11条第1項に規定する施設の建築物の床面積で判断する。
(第11条第1項に規定する施設が入っている**建築物全体の床面積では判断しない。**)



※ただし、ショッピングセンター、百貨店と同様の営業形態である施設（1階フロア全体（本屋、花屋）の運営事業者がおり、当該運営事業者が休業を決定する権限を有する施設）である場合は、1階フロア全体の床面積で判断する。

➤「施設の建築物の床面積」とは、施設の敷地に存在する建築物の床面積を意味し、建築物が存在しない土地や工作物等が占める範囲の面積は該当しない。

＜施設事例＞

施設	建築物の床面積の考え方
ゴルフ場	建築物であるクラブハウスの床面積は含むが、コースの面積は含めない。
テーマパーク、遊園地	屋外パレード等の園内土地の面積は含めない。
百貨店、マーケット等	施設使用制限の対象外である生活必需品の面積売場を含む。

■施設の敷地に複数の建築物が存在する場合

例 1) 同一敷地内に百貨店の 1 号館と 2 号館が存在する場合
⇒床面積を合計する。

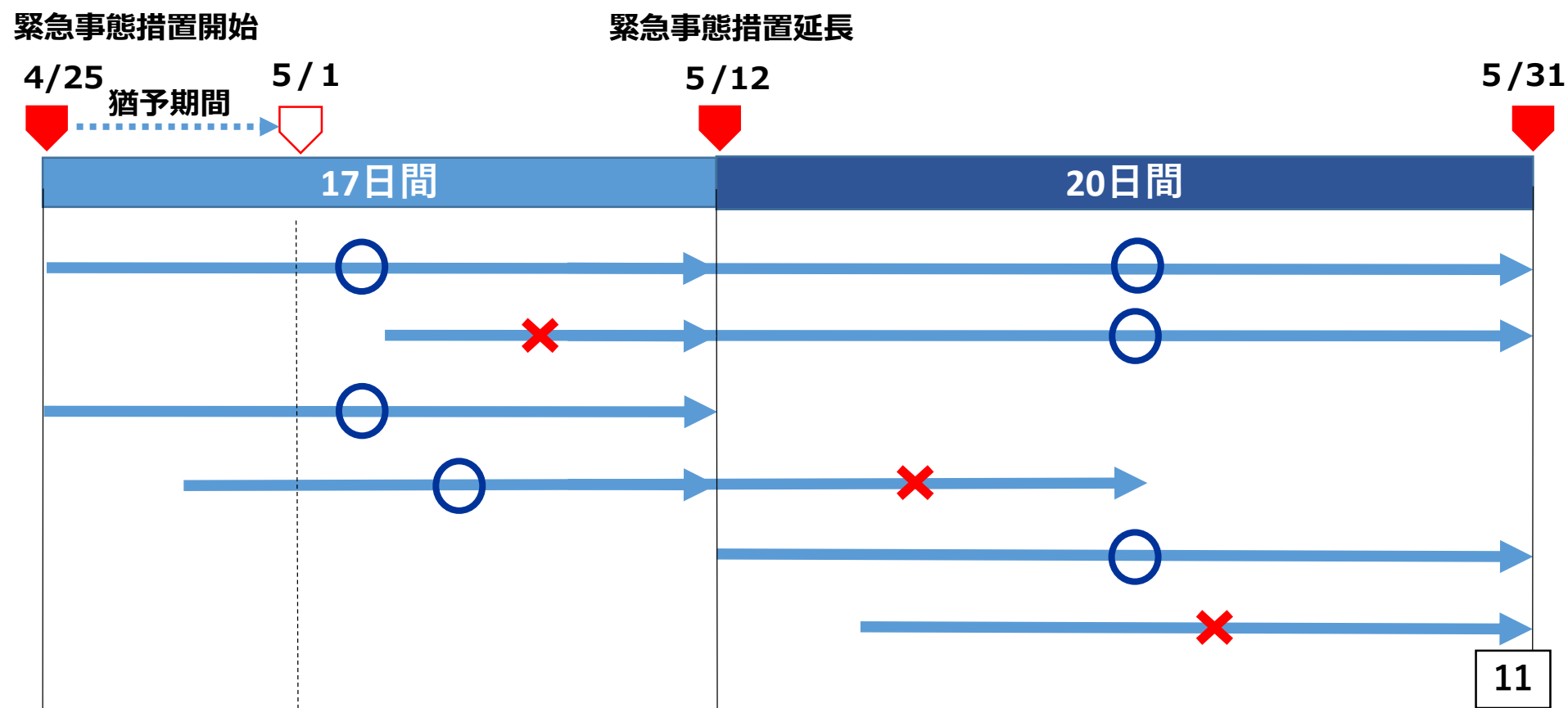
例 2) 同一敷地内に複数の建築物が存在し、それぞれにテナントが入っている
アウトレットモールの場合
⇒全ての建築物の床面積を合計する。

例 3) 同一敷地内に別棟の立体駐車場が存在する場合
⇒当該駐車場の床面積も含める。(露天駐車場の面積は含めない。)

「協力期間」の考え方

大阪府の休業要請等に応じて、「4月25日^{注)}から5月11日まで」、「5月12日から5月31日まで」のそれぞれの全ての期間において、**全面的にご協力いただいた事業者が対象となります。**

注) 準備等にかかる期間を考慮し、5月1日から要請に応じた事業者までを対象とします。



その他、本協力金の対象外となる事業者

■ 本協力金は、国の交付金※を活用する事業であり、

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- ・大阪府営業時間短縮協力金
- ・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金
- ・月次支援金
- ・ARTS for the future！コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業
- ・ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業

を受給した事業者を除きます。

■ また、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除きます。

支給額

① 休業要請に応じた大規模施設の運営事業者

区分①：当該施設の自己利用部分の休業面積1,000㎡毎に20万円/日
(1,000㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし1,000㎡未満の施設は一律20万円/日)

【テナントを有する施設で一定の要件に該当する場合】

区分②：(テナント事業者等把握管理分として) 該当店舗数 × 2千円/日

※テナント事業者等協力金の支給対象店舗、特定百貨店店舗数の合計が10以上の
場合に限り

区分③：特定百貨店店舗の店舗数 × 2万円/日

※該当店舗(売上が百貨店等に計上後に分配され、百貨店等から一定の区画の分配を
受け、運営者の名義等で出店し、一定の自律性をもって営業する店舗)を有する
大規模施設に限り

※大規模施設である映画館の運営事業者及び映画配給会社

⇒ 常設スクリーン数 × 2万円/日

・映画館運営事業者 ⇒ (区分①の1000㎡毎に20万円 + 常設スクリーン数 × 2万円) × 休業日数

・映画配給会社 ⇒ 常設スクリーン数(又は上映予定作品数) × 2万円 × 休業日数

「自己利用部分」面積の定義

- ・大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分の面積

大規模小売店舗立地法の適用がある施設（ショッピングセンター等）

- ・同法第2条第1項の「店舗面積」

＜面積に含む＞

- ☞ 屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路
- ☞ 映画館における常設のスクリーンを有する上映室

＜面積に含まない＞

- ☞ テナント店舗や特定百貨店店舗に賃貸、分譲、分配している区画

大規模小売店舗立地法の適用がない施設

- ・施設の面積から当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除く（大規模小売店舗立地法の考え方を勘案）

＜面積に含まない＞

- ☞ 階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等

○「店舗面積」の範囲については、次のように統一的に解釈するものとする。

一 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

二 店舗面積に含まない部分

部分名	定義	備考
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	

二 店舗面積に含まない部分（つづき）

部分名	定義	備考
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物をつなぐため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。 <u>ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。</u>	注(2)参照
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。 <u>ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。</u>	
(14) はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。 <u>ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。</u>	

注(1) 間仕切りについて：間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

注(2) 塔屋と普通階の区別について：建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。また、上記の建築面積とは、上記施行令第二条第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

「休業面積」の考え方

➤「4月25日^{注)}から5月11日まで」、「5月12日から5月31日まで」のそれぞれの全ての期間において休業した面積となります。

注) 5月1日から要請に応じた事業者までを対象

具体的事例 (イメージ)

4月25日～

7F	CLOSE
6F	CLOSE
5F	CLOSE
4F	CLOSE
3F	CLOSE
2F	CLOSE
1F	CLOSE
B1	OPEN

申請休業面積

5月12日～

7F	CLOSE
6F	CLOSE
5F	CLOSE
4F	CLOSE
3F	CLOSE
2F	CLOSE
1F	OPEN
B1	OPEN

5月20日～

7F	CLOSE
6F	CLOSE
5F	CLOSE
4F	CLOSE
3F	CLOSE
2F	OPEN
1F	OPEN
B1	OPEN

申請休業面積

×17日

×20日

「特定百貨店店舗」の考え方

- ・消化仕入契約による取引先の単一ブランド商品を専門的に取り扱い、一般消費者が認識できるように当該ブランド名を掲出している売場

○ 消化仕入契約であっても、以下に該当する場合は特定百貨店店舗とはみなしません。

- ・陳列棚の単位で取り扱うブランドが異なる
- ・買取契約の商品が混在している
- ・特設売り場など、販売時期が限られている

⇒区分①の自己利用部分の面積に含めてください。

② 大規模施設内のテナント事業者等

○テナント事業者等

⇒店舗等の休業面積100m²毎に2万円/日

(100m²を1単位。単位未満切捨て。ただし、100m²未満の施設は一律2万円/日)

休業面積 X (m ²)	一日当たりの支給額
X < 200	2万円
200 ≤ X < 300	4万円
300 ≤ X < 400	6万円
400 ≤ X < 500	8万円
500 ≤ X < 600	10万円

*非飲食業カラオケ事業者 ⇒ 2万円/日

支給額の算定例

例1) ショッピングセンター

【休業期間】 令和3年4月25日～5月31日 (37日間)

- 【面積】
- ①建築物の床面積 10,000㎡
 - ②大規模施設/自己利用 5,200㎡ (①10,000㎡ - ③3,900㎡ - ④900㎡)
 - ③テナント (3店舗) ㍷2,200㎡、㍶500㎡、㍵1,200㎡ (計3,900㎡)
 - ④事務室、倉庫 900㎡ (②不算入部分)



◆支給額算定

- | | <休業面積単位> | <単価> | <休業日数> | |
|-------------|------------------------|------|--------|-----------|
| ・大規模施設運営事業者 | 5 (= 5,200㎡ / 1,000 ㎡) | 20万円 | 37日 | = 3,700万円 |
| ・テナント事業者㍷ | 22 (= 2,200㎡ / 100 ㎡) | 2万円 | 37日 | = 1,628万円 |
| ・テナント事業者㍶ | 5 (= 500㎡ / 100 ㎡) | 2万円 | 37日 | = 370万円 |
| ・テナント事業者㍵ | 12 (= 1,200㎡ / 100 ㎡) | 2万円 | 37日 | = 888万円 |

例2) 百貨店

【休業期間】令和3年4月27日～5月31日（35日間）

【面積】①建築物の床面積	35,000m ²
②大規模施設/自己利用	10,500m ² (①35,000m ² - ③20,000m ² - ④4,500m ²)
③特定百貨店店舗 200店舗	20,000m ² (200店舗合計)
④階段、事務室、倉庫等	4,500m ² (②不算入部分)

< 5階建、各階40店舗 >

建物全体
35,000m²

大規模施設運営事業者/自己利用（休業面積）= 10,500m²

特定百貨店店舗（200店舗）
20,000m²

階段・倉庫等
4,500m²



◆支給額算定

・大規模施設運営事業者 ① + ② + ③ = 2億2,400万円

（内訳）

区分① $10(=10,500\text{m}^2 / 1,000\text{m}^2) \times 20\text{万円} \times 35\text{日} = 7,000\text{万円}$

区分② $200\text{店舗} \times 2\text{千円} \times 35\text{日} = 1,400\text{万円}$

区分③ $200\text{店舗} \times 2\text{万円} \times 35\text{日} = 1\text{億}4,000\text{万円}$

申請手続き

テナントを有しない施設

・申請に必要な書類は以下のとおりです。

必要書類	説明・具体例
(1) 施設の業務実態（施設種別）が確認できる資料	施設の公式ホームページのURL 上記URLがない場合は、写真（外観・内観、業務実態がわかるもの）など
(2) 施設の「建築物の床面積」が確認できる資料	【自己所有物件】建物の登記事項証明書(登記簿謄本) 【賃借物件】建物賃貸借契約書
(3) 施設が休業していたことが確認できる資料	ホームページでのお知らせ、施設での掲示文書など
(4) 休業面積が確認できる資料	フロアマップのほか、面積算定に用いた図面など
(5) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し	マイナンバーカード（表のみ）、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写しなど
(6) 振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類	通帳（以下の点が確認できるページ）の写し 口座種別（普通・当座等）／口座名義人／店番号、口座番号／金融機関名、支店名

- ・大規模施設である映画館運営事業者及び映画配給会社
- ・飲食業許可を受けていない小規模（1,000㎡以下）のカラオケ事業者
の必要書類等については、別途、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページでお知らせします。

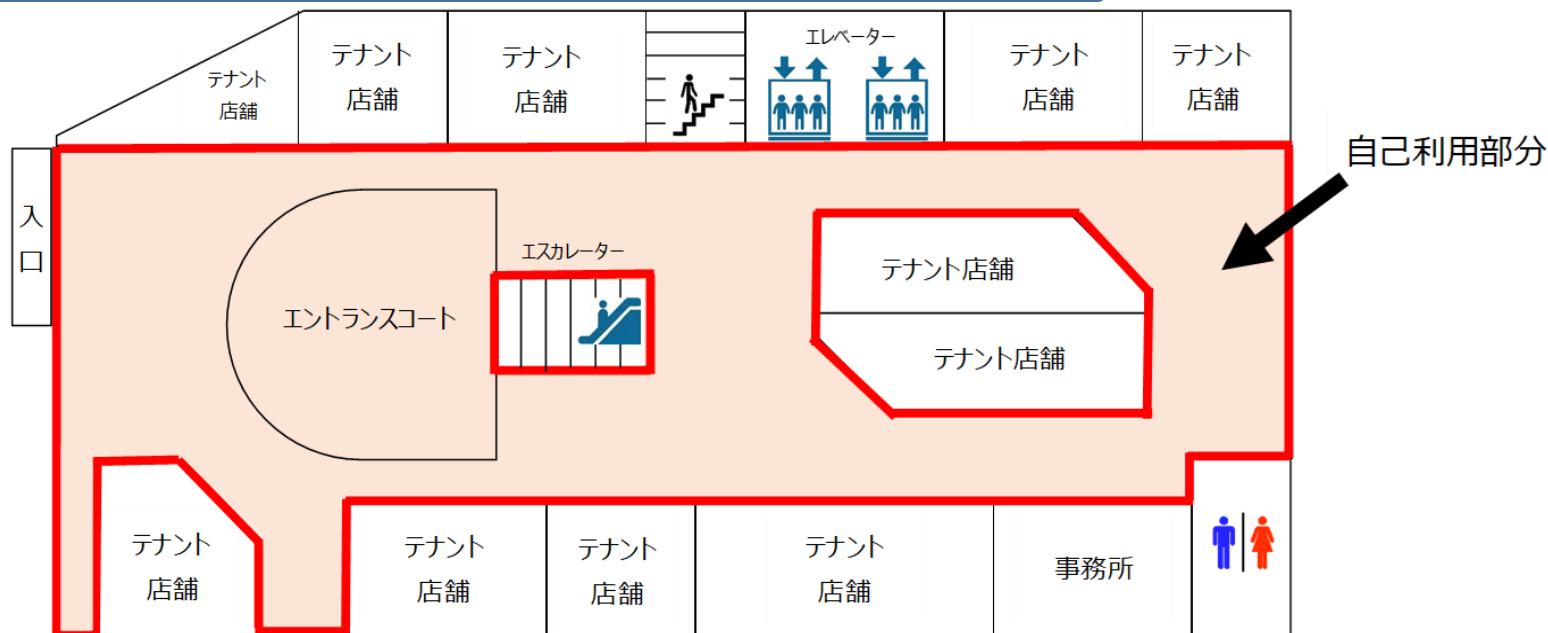
(2) 施設の「建築物の床面積」が確認できる資料

- 建物の登記事項証明書(登記簿謄本)や建物賃貸借契約書がない場合は、固定資産税評価証明書などの納税関係書類の写し、又は設計図面でも構いません。**
- 本協力金の対象となる「建築物の床面積が1,000m²を超える施設」であることが確認できる資料を提出してください。**

(4) 休業面積が確認できる資料

- 施設のフロアマップや算定根拠となる施設の設計図面などをもとに作成した、「自己利用部分」の休業面積が確認できる資料を提出してください。
- テナントの店舗面積が明記された「テナント事業者との賃貸借契約書」など、詳細資料の提出は不要です。(必要に応じて現地調査を行います。)
- なお、テナントを有しない施設で、「自己利用部分」の休業面積が2,000㎡未満の場合は、休業面積を確認できる資料の提出は不要です。

フロアマップをもとに作成した資料 (イメージ)



(5) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し

- なりすましによる不正な申請を防止するため、氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類の写しを提出してください。
有効期限内のものに限ります。
- 法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。
※ただし、当該施設の業務上の取引等に利用する法人口座を開設されていて、口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者（ex.関西支社長など）である場合は、その名義人の方の本人確認書類の写しを提出してください。

【例】

- ・マイナンバーカード（表面/マイナンバーは必ず塗りつぶしてください。）
- ・写真がある住民基本台帳カード（表面）
- ・運転免許証（表・裏両方/日本国発行限定）
- ・運転免許経歴証明書
- ・パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄/日本国発行限定/2020年2月4日以降発行の所持人記入欄のないものは無効）
- ・各種健康保険証（表・裏両方/現住所地の記載あるもの限定/記号・番号・保険者番号は該当箇所を必ず塗りつぶしてください。）
- ・特別永住者証明書・在留カード（表・裏両方）
- ・外国人登録証明書（表・裏両方/在留資格が特別永住者のもの限定）

（６）振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類

- 入力いただいた金融機関の振込口座と同じものを提出してください。
- 振込先の口座名義は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。また、日本国内の口座に限ります。

※法人名義の口座がない場合は、個人名義の口座で法人として取引していることを確認できる通帳のページの写しを添付してください。

- 通帳がある場合は1ページ目の見開き部分、通帳がない場合（*）は振込先口座を確認できるもの

***例：**

- ・当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できる書類
（当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書）
- ・ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面

テナントを有する施設

休業要請に大規模施設が応じ、それに伴い施設内の店舗（テナント）を休業した場合は、対象となる各事業者に対し、休業した店舗面積等に応じて協力金を支給します。

そのため、「大規模施設の運営事業者が管理運営する部分」と、「当該施設内の店舗を営むテナント事業者が運営する部分」とを、**重複なく整理**することが必要になります。



① 大規模施設運営事業者とテナント事業者による必要書類の準備

大規模施設運営事業者とテナント事業者の皆さまで、必要書類等を準備いただきますと、円滑・迅速な審査・支給につながります。

② 大規模施設の運営事業者からの申請

③ 事務局において、要件等を審査の上、大規模施設運営事業者、テナント事業者のそれぞれに対し、協力金を支給

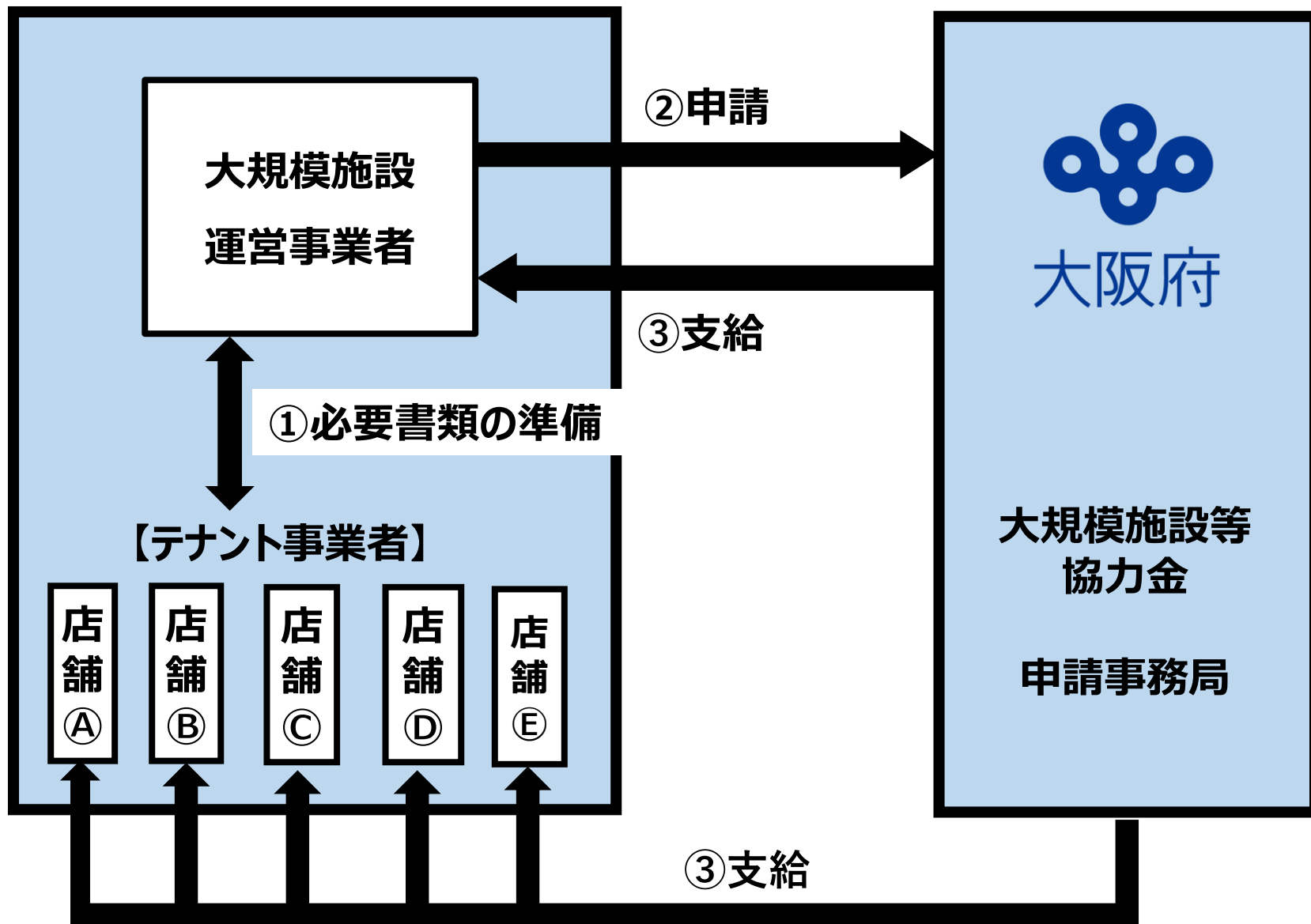
【申請時の必要書類】

* テナントを有しない施設の必要書類(1)～(6) ⇒p24

* 契約に基づき施設内に出店している店舗の基本情報、面積や休業実績等の一覧「テナントリスト」

大規模施設運営事業者が申請する際に、テナント事業者の振込口座情報も含めた全ての情報をテナントリストに入力して提出いただくことで、テナント事業者の申請は不要となります。

申請の流れ（イメージ）



「テナントリスト」について

○入力情報（予定）

店舗（屋号）名／業種／代表者名／店舗電話番号／店舗面積／
要請期間中の休業実態／通常の営業時間／振込口座情報

＜特定百貨店店舗の場合＞

当該店舗名（ブランド名）／店舗所在フロア（階）

○入力フォーマット（協力金申請用）

- ・近日中に「大阪府大規模施設等協力金」ホームページで提供予定
（独自フォーマットは受け付けません。ご協力をお願いします。）

＜個人情報などセンシティブ情報を取扱うにあたっては、
テナント事業者の同意を得てください。＞

■ テナント事業者等が自ら振込口座情報を申請される場合

(大規模施設運営事業者が申請するテナントリストに当該事業者の振込口座情報がない場合)

大規模施設運営事業者の申請後、自ら申請していただく必要があります。

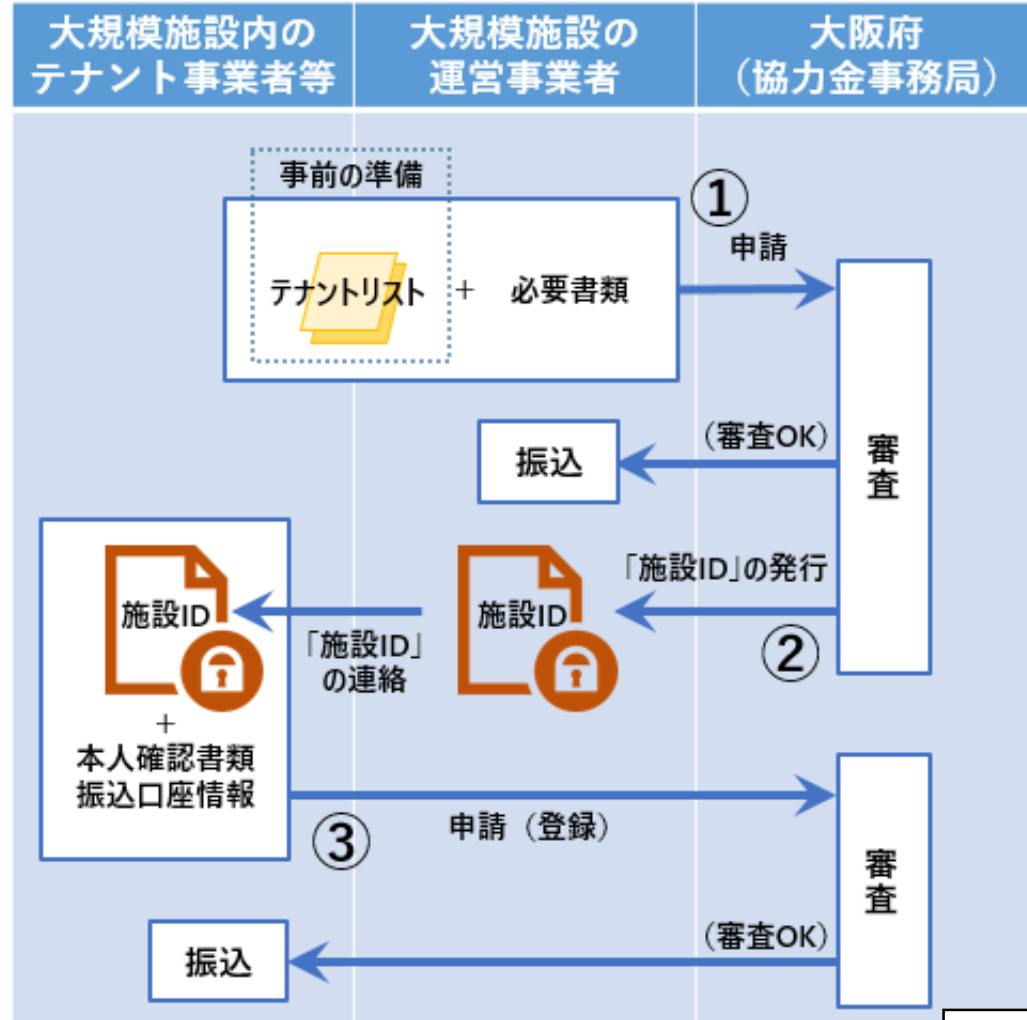
1. 「施設ID」の発行

- ・申請があった大規模施設の運営事業者に対し発行します。

2. 「施設ID」を活用したテナント事業者からの申請

- ・大規模施設の運営事業者から連絡を受けた「施設ID」を活用し、振込口座等の個別情報のみの入力ですぐに申請いただけます。

「施設ID」で施設とテナント双方の情報が紐づけされますので、申請手続きの負担軽減、簡素化になります。



■ 無観客開催要請対象施設内のテナント事業者等が申請される場合

本協力金の申請に当たっては、大規模施設運営事業者から必要な情報を得ていただく必要があります。

- (1) 出店している大規模施設の業務実態が確認できる資料
- (2) 大規模施設の「建築物の床面積」が確認できる資料
- (3) 大規模施設が要請に応じ休業、無観客開催していたことが確認できる資料
- (4) それに伴い店舗を休業していたことが確認できる資料
- (5) 大規模施設内の店舗であることが確認できる資料
- (6) 店舗面積が確認できる資料
- (7) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
- (8) 振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類

申請期間

令和3年6月17日（木）から7月30日（金）まで

申請方法

大阪府ホームページの申請用ウェブサイトから申請してください。

※スマートフォンからの申請も可能です。

■大阪府ホームページ「大阪府大規模施設等協力金について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/kyouryokukin_daikibo/index.html

留意事項

次のイからホまでのいずれかに該当する事業者は本協力金の支給対象となりません。

イ 宗教上の組織又は団体

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

ハ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

ニ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ホ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

その他

1. 審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、「大阪府大規模施設等協力金申請事務局」より申請いただいた申請者の金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。また、本協力金を支給しない旨の決定をした時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。
2. 支給決定を行った後、大阪府の調査等により、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支給された協力金を全額返還するとともに違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。
3. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合や、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出てください。届出をされる方は、大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンターまでご連絡ください。
4. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、施設の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請施設の関係者に対して、申請内容について調査することがあります。

5. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。
6. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することがあります。
7. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
8. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者提供することがあります。
9. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
10. 申請内容に不備があった場合、支給の時期が遅くなります。また、大阪府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

- 11. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。**
- 12. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。**

問い合わせ

- まずは、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページのよくあるお問い合わせ（FAQ）をご確認ください。

大規模施設等に対する協力金FAQ

検索できます。

フリーワード検索

検索

カテゴリを選択

緊急事態措置について

Q. 緊急事態宣言における要請の詳細

Q. 自分の店舗が緊急事態宣言におけ

Q. 大型商業施設のテナントでも生活...
ないとあるが、それは具体的にどうい

QRコードからホームページにアクセスしてください。



- コールセンターでもお受けしています。

大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター

※「大規模施設等協力金について」とお問い合わせください。

・電話番号：06-7166-9987

（電話番号をよくお確かめの上、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。）

・開設時間：午前9時から午後6時（土日祝日を除く。）

FAQ（よくあるお問い合わせ）

Q1 (大規模施設運営事業者の申請手続き)

■ 休業が確認できる資料として何を出せばよいか？

4月25日の緊急事態措置に伴い、施設の休業を決定し、テナント事業者
に通知を行った。5月12日の延長の際には、各テナントに口頭で休業の延長
を伝えた場合、何をもって休業したことを証明すればよいか。

特にホームページでの告知や施設での掲示は行っていない。

A1

- 4月25日からの緊急事態措置は、建築物の床面積1000㎡²超の施設
に対して休業要請を行ったもので、店舗に対して行ったものではありません。
- したがって、休業要請に応じて大規模施設運営事業者が施設の休業を
決定し、休業された場合は、協力金の対象となります。
- この場合、4月25日からの休業について各テナントへの通知をご提出い
ただくとともに、5月12日からの延長分も含めて、4月25日から5月31日
の休業に関し、テナント事業者とご調整の上、テナントリストをご提出いた
だければ、審査いたします。

Q2 (大規模施設運営事業者の申請手続き)

■ 自己利用部分の休業面積をどのようにして算出すればよいか？

賃借物件であるが、契約書に面積が記載されておらず、所有者に確認したところ登記されていないとのことであった。その場合、床面積はどのように算出するのか。

施設の建築物の床面積が1,000m²を超えていたため、休業要請に従ったが、施設の正確な図面がないため、自己利用部分の面積が算出できない。

その場合の支給額は、最低単価の20万円×休業日数で計算してよいか。

A2

- 協力金支給にかかる審査にあたっては、当該大規模施設の床面積が1000m²超であり、休業要請の対象施設であることが第一の要件です。
- 建物の登記事項証明書(登記簿謄本)がない場合であっても、固定資産税評価証明書などの納税関係書類の写しや設計図面など、床面積が1,000m²を超える施設であることが確認できる資料は必須です。
- そのうえで、施設内にテナントがなく、自己利用部分の休業面積が2,000m²未満の場合は、休業面積を確認できる資料の提出は不要とし、支給額は20万円×(休業にご協力いただいた「協力期間」の日数)で計算します。
- なお、休業面積が2,000m²未満でテナントを有する場合や休業面積が2,000m²以上の場合は、休業面積を確認できる資料の提出が必要です。
(テナントを有する大規模施設運営事業者様には、テナント事業者とご調整の上、テナントリストをご提出いただく必要がございますので、よろしく申し上げます。)

Q3 (イベント等に準じて無観客開催に応じた施設について)

■ 無観客開催に応じた大規模施設は協力金の支給対象になるか？

無観客開催に応じた集客施設（劇場、テーマパーク、ホテル、展示場ほか）の運営事業者は本協力金の支給対象にならないのか。

A3

- 施設の規模に関わらず、劇場やテーマパーク、展示場、そしてホテルや旅館については集会の用に供する宴会場や大広間などの部分に限り、無観客開催要請の対象施設となっています。
- これらの施設が無観客要請に応じたことで休業せざるを得なくなったテナント事業者は協力金の支給対象となりますが、無観客要請に応じた大規模施設の運営事業者は、制度上、本協力金の対象とはなりません。
- 国の制度に基づき制度設計をしていますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。
- なお、国における各種支援策をご活用ください。

Q4 (イベント等に準じて無観客開催に応じた施設について)

■ 無観客開催に応じたホテルのテナントは協力金の対象になるか？

1,000㎡超のホテル内で店舗を営んでいる。緊急事態措置に伴う休業要請に応じて休業していたが、協力金の支給対象にならないのか。

A4

- ホテルや旅館については、そもそも休止要請をしない施設となっておりますが、一部「集会の用に供する部分」に限定し、イベントに準じた取扱いとして無観客開催の要請がなされております。
- このため、一般的にホテルに出店している店舗（テナント）自体は、飲食店を除き緊急事態措置の対象とはなっておりません。
- このため、休業された場合であっても、協力金の支給対象にはなりません。
(休業又は営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた飲食店は「飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」の支給対象となります。)

Q5 (大規模商業施設におけるテナント事業者について)

■ 販売代行業者は協力金の支給対象になるか？

大規模商業施設と賃貸借契約を結んでいるのはメーカー側で、弊社はメーカーと委託販売契約を結び、大規模商業施設側とも3社間での契約を結びテナントを運営しています。

こうした場合、大規模商業施設と賃貸借契約を結んでいるテナント事業者のみが支給対象となり、販売代行業者は協力金の支給対象にはならないのか。

A5

- 大規模施設等協力金は、休業要請に応じた大規模施設内に、契約に基づき、施設の一部の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自己の名義等で出店している等の要件を満たす店舗を運営する事業者が対象になります。
- 大規模施設運営事業者がテナントリストを作成いただく際に、関係者間で調整の上、各テナント事業者の代表者を記載していただくこととしております。
- 本件事案のような場合は、関係者間で十分話し合っ調整してください。

留意事項

- ショッピングモールの中に入っている場合、床面積1,000m²超の映画館が休業を決定する場合は、映画館が大規模施設運営事業者となります。
(申請に当たっては、ショッピングモール運営事業者と要調整)
- 飲食店については、大阪府営業時間短縮協力金との二重支給はできません。